

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成29年7月27日

【会社名】 株式会社ナ・デックス

【英訳名】 NADEX CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 高 田 寿 之

【本店の所在の場所】 名古屋市中区古渡町9番27号

【電話番号】 (052)323 - 2211(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 進 藤 大 資

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区古渡町9番27号

【電話番号】 (052)323 - 2211(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 進 藤 大 資

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年7月25日開催の当社第67期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年7月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金19円（普通配当5円、特別配当14円）

総額 177,013,728円

ハ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年7月26日

剰余金の処分に関する事項

イ 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 600,000,000円

ロ 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 600,000,000円

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、高田寿之氏、渡邊修氏、古川雅隆氏、横地克典氏、進藤大資氏、本田信之氏および野口葉子氏(現姓 春馬)を選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、加藤正樹氏を選任するものであります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期末現在の取締役7名(うち社外取締役1名)および監査役3名に対し、当期の業績等を勘案して役員賞与総額36,900,000円(取締役分35,140,000円(うち社外取締役分330,000円)、監査役分1,760,000円)を支給するものであります。

第5号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

取締役および監査役の退職慰労金制度の廃止に伴い、第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の再任予定の取締役7名および在任中の監査役3名に対し、それぞれ本定時株主総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金の打切り支給をすることとし、支給の時期については、各取締役および監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願うものであります。

第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役(社外取締役を除く。)に対して、現行の報酬枠とは別に、譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額3千万円以内とする金銭報酬債権として支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 および賛成割合 (%)	
第1号議案 剰余金の処分の件	60,695	65	0	(注) 1	可決	97.83
第2号議案 取締役7名選任の件						
高田 寿之	60,503	257	0	(注) 2	可決	97.52
渡邊 修	60,614	146	0		可決	97.70
古川 雅隆	60,614	146	0		可決	97.70
横地 克典	60,614	146	0		可決	97.70
進藤 大資	60,478	282	0		可決	97.48
本田 信之	60,478	282	0		可決	97.48
野口 葉子 (現姓 春馬)	60,614	146	0		可決	97.70
第3号議案 補欠監査役1名選任の件				(注) 2		
加藤 正樹	50,891	9,869	0		可決	82.03
第4号議案 役員賞与支給の件	60,560	200	0	(注) 1	可決	97.61
第5号議案 取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	50,574	586	9,600	(注) 1	可決	81.52
第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	60,604	156	0	(注) 1	可決	97.69

(注) 1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から、議案の賛否に関して確認できたものの集計により、決議事項が可決されるための要件を満たし会社法に則って決議が成立したため、議決権の数の一部を集計しておりません。